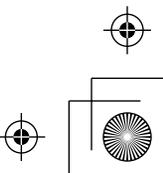
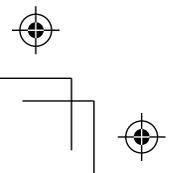
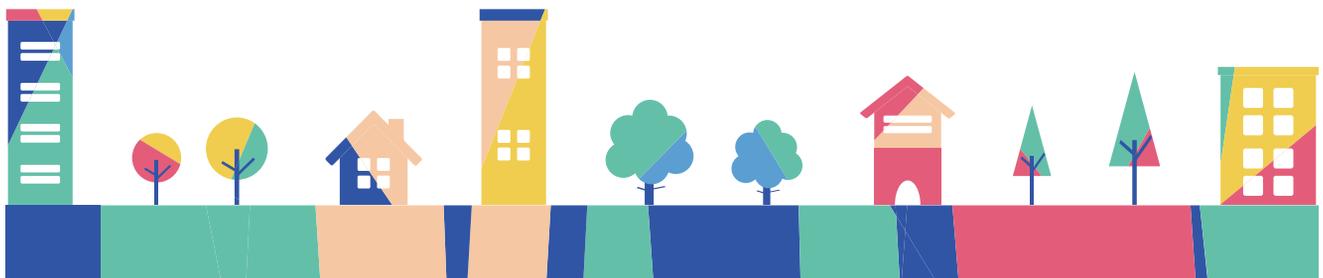


第1部

計画の前提

第1章 計画策定にあたって

第2章 羽村市の産業の現状と課題



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成28年3月に策定した「羽村市産業振興計画」は、それまで工業・商業・農業・観光の各分野に分けて策定されていた産業振興に関する計画を、全分野を合わせて体系づけた、市内産業の一体的な計画です。

この計画により、市内産業全体の目指す方向性、さらに工業・商業・農業・観光それぞれが目指す方向性を定め、各産業分野において活性化に向けた各種施策を推進するとともに、各産業分野が横断的に連携することによって、相乗的に市内産業全体が発展することを目指すという考えの下、一定の成果を上げてきました。

しかし、策定から5年以上が経過し、計画期間の最終年度を迎える中で、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を含め、市内産業を取り巻く環境は大きく変化しており、それとともに、新たな課題やニーズが出現しています。

こうした社会経済状況や環境の変化に柔軟に対応し、市内産業が将来にわたって持続的な発展を続けていけるよう、改めて各産業の現状や課題の整理・分析を行い、これまでの産業振興の基礎となる考え方を継承し、「第二次羽村市産業振興計画」を策定しました。

この計画を市民、事業者、関係機関、行政等が共有し、連携して産業振興施策を推進することで、市内産業全体の発展と、職住近接のまちづくり、産業の力による活力とにぎわいの創出を目指します。

2 計画の位置づけ

産業振興計画は、市の中長期的な産業の活性化策を示すものであり、産業振興に関する基本的な考え方は、羽村市の最上位計画である「第六次羽村市長期総合計画」(令和4年2月策定)の「未来を築く5つのコンセプト」の一つである「にぎわいを創る」に基づいています。

また、計画の策定にあたっては、国や東京都の産業振興に向けた取組みに留意するとともに、「都市計画マスタープラン」等の市の関連計画との整合性も図っています。

(1) 第六次羽村市長期総合計画との関係

「第六次羽村市長期総合計画」では、市の将来像を「まちに広がる笑顔と活気 もっと！ 暮らしやすいまち はむら」とし、その実現に向けて「未来を築く5つのコンセプト」を掲げ、それぞれの分野で様々な施策を展開しています。

第二次羽村市産業振興計画では、第六次羽村市長期総合計画に定めた基本目標のうち、産業分野と関係の深い、コンセプト4「にぎわいを創る」、さらにその中の施策である「先端技術産業が集まるまち」、「市内産業が元気に活動するまち」、「人が集まり、交流するまち」を実現するための産業振興を目指します。

(2) 羽村市都市計画マスタープランとの関係

第二次羽村市産業振興計画は、関連計画である「羽村市都市計画マスタープラン」との整合を図り、都市づくりの基本理念である「安全・安心で自立した都市、美しく魅力あふれる都市、楽しく活力ある都市羽村」に向けた土地利用や都市環境整備、景観形成等と産業の活性化を結びつけます。

(3) その他の計画との関係

その他の計画についても、以下に掲げる事項等との整合を図ります。

▶生涯学習基本計画

<自らを高める体験学習の充実>

○自然体験事業の実施

普段の生活では体験できない新たな学びを得られるよう、羽村市の恵まれた自然環境等を活かした体験事業を実施します。

○社会体験事業の実施

地域の一員としての社会性を育むことができるよう、地域行事への参加を促進するとともに、市内事業所等と協力した見学会などの社会体験事業を実施します。

<現代的・社会的課題に対応する学習の推進>

○社会人の学びの支援

社会人になってからの、「生きがい」「趣味」などの学びのほか、「防災・減災」「交通安全」などの「命を守る」ための学び、「就業」「起業・創業」などの学び、「地域課題」「自らの課題解決」などの学びなど、社会人の学びや学び直しを支援します。

<学習環境と支援体制の充実>

○企業、大学、財団等との連携

市民に、幅広く質の高い学びを提供するため、市内の事業所、団体のほか、近隣の大学や財団法人等との連携を推進します。

▶環境とみどりの基本計画

<都市農地の保全>

市民等・事業者等・市は、連携・協力して、都市農地の保全のため、生産緑地の追加指定やより一層の地産地消を進め、農業振興支援を推進することにより、総合的に都市農地を保全します。また、減農薬や有機栽培、落ち葉などの堆肥化等による循環型の環境保全型農業の推進を図っていきます。

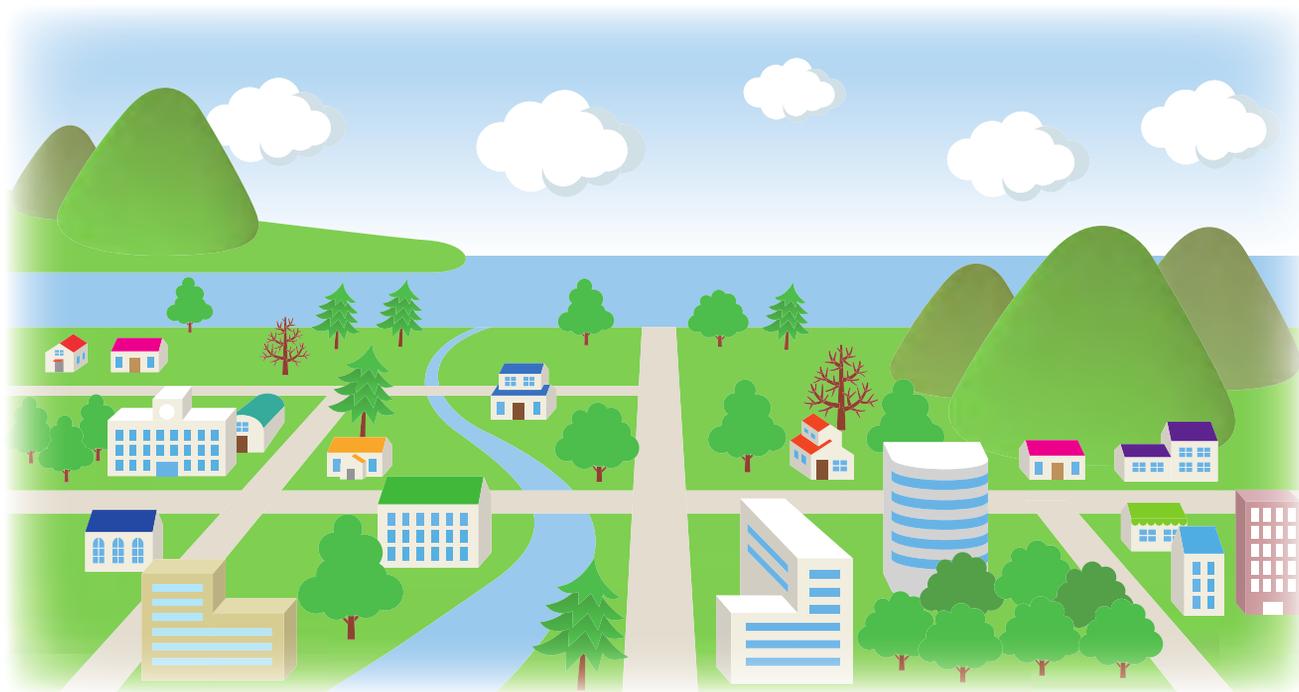
<田園によるみどりの保全>

市民等・事業者等・市は、連携・協力して、市内における貴重な田園によるみどりを保全するため、援農、観光への活用、稲作体験の推進、生産緑地の追加指定や一層の地産地消を進め、農業振興支援を推進します。

3 計画期間

第二次羽村市産業振興計画の計画期間は、上位計画である第六次羽村市長期総合計画の基本構想及び基本計画との整合性を踏まえ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、市を取り巻く社会経済情勢の変化やそれまでの施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



4 これまでの羽村市の産業振興施策

市は、「羽村市産業振興計画」（平成 28 年 3 月策定）で掲げた施策を中心に、6 年間、市の産業振興に関する支援を行ってきました。第二次羽村市産業振興計画の策定にあたり、その間の施策の実績・成果をまとめました。

(1) 第一次羽村市産業振興計画の主な成果

①工業に係る主な成果

▶ 企業活動支援のため、中小企業診断士等の資格を持った企業活動支援員を配置

企業による様々な相談ごとへの対応、経営診断、各種支援策の展開、国・都補助金の紹介及び申請支援などワンストップで対応できる体制を整備し、企業活動支援の強化・徹底を図った。また、平成 30 年度より 1 名増員し、より手厚い支援を行っている。

・訪問回数：工業系事業所 6,082 回（平成 27～令和 2 年度実績 延べ）

▶ 「企業誘致促進制度」の充実

市外企業等の転入用地・転入工場等について、調査及び情報提供を実施した。

平成 16 年度に企業誘致促進制度を創設し、新規操業・転入により、市内の工業系指定地域で新たに操業を開始した事業所に対し、固定資産税・都市計画税相当額を 3 年間交付した。平成 30 年度には、本社機能を移した企業や市民を雇用した場合の奨励金を増額し、また令和 2 年度には対象業種を拡充する制度改正を行った。

・誘致実績：4 社（平成 27～令和 2 年度累計）

▶ 「中小企業技術力向上及び人材育成支援制度」の充実

市内製造業の技術力向上及び人材育成支援のため、企業・事業所が負担した従業員等が受講した講習会、研修、資格取得などに要した経費を助成。令和 2 年度より、助成対象を全業種に拡大した（一部業種を除く）。

・支援実績：90 社（受講・資格取得者 426 人 平成 27～令和 2 年度実績 延べ）

▶ 「中小企業販路開拓支援事業」の充実

市内中小企業が展示会や見本市へ出展する際の費用、パンフレット等の作成費や運搬経費などを助成。令和 2 年度には、助成対象を全業種に拡大した（一部業種を除く）ほか、ホームページの作成や変更にかかる費用も助成対象とした。

・支援実績：87 社（平成 27～令和 2 年度実績 延べ）

②商業に係る主な成果

▶ 企業活動支援のため、中小企業診断士等の資格を持った企業活動支援員を配置

- ・訪問回数：商業系事業所 4,237 回（平成 27 ～令和 2 年度実績 延べ）

▶ 共同販促活動への取組み

市全体を通じた共同販促活動として、市内共通商品券事業（はむらにぎわい商品券）を平成 28 年度より 3 回（累計 10 回）実施したのち、令和元年度からは「はむりんスクラッチ事業」を展開、事業にあわせて参加店舗が独自に割引やサービスを行った。

商店会ごとの取組みとしては、商業協同組合が行う「15 日市」や活力市（だるま市、あさがお・ほおずき市）、マミー商店会の「ハロウィーンフェスタ」などが実施されている。

また、商工会青年部が主体的に実施する「はむら激辛フェス」は、第 4 回より市内産の唐辛子を使用する農商連携の取組みを行い、参加店舗を増やしながらかれまで 6 回実施しており、様々な主体が共同による販促活動を進めている。

▶ 創業支援

市では、平成 27 年に創業支援事業に着手し、平成 28 年 5 月には経済産業省及び総務省より「創業支援事業計画」の認定を得た後に、支援体制を本格化させた。主な事業としては i サロン（羽村市産業福祉センター内）での「創業支援コーディネーターによる創業相談」、様々な専門家による「創業支援セミナー」、創業時に必要な経費を補助する「羽村市創業支援補助金事業」などを実施しており、創業後については、企業活動支援員による訪問活動により、切れ目のない支援を行っている。

- ・相談実績：994 件（平成 27 ～令和 2 年度実績 延べ）
- ・セミナー実績：開催回数 38 回 参加者数 447 人（平成 27 ～令和 2 年度実績延べ）
- ・創業支援補助金採択者数：11 名（平成 28 ～令和 2 年度実績 延べ）
- ・創業件数：33 件

③農業に係る主な成果

▶ 認定農業者制度の推進

農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画を策定した農業者に対し、計画を市が認定し、支援を行った。

- ・羽村市認定農業者：9 経営体 17 名（平成 29 ～令和 3 年度実績）

▶ 農地の保全

都市の貴重な緑地空間である農地を保全するため、生産緑地地区の追加指定を実施するとともに、特定生産緑地制度について周知を図り、生産緑地地区の適正な管理・運営を確保した。

また、都市農地の有効な活用及び都市農業の安定的な継続が図られるよう、**都市農地貸借円滑化法***を活用し、農地の保全に努めた。

- ・生産緑地追加指定：6件 3,794 m²（平成28～令和3年度実績）
- ・都市農地貸借円滑化法による貸借農地：4件 5,363 m²（令和2～3年度実績）

▶ 農産物直売所の整備・運営

農産物直売所では、生産者の顔の見える農産物の販売と、地域で生産された安全で安心な農産物等を地域で消費する「地産地消」を念頭に置き、平成19年4月からは、羽村市農産物直売所運営委員会と西多摩農業協同組合の共同事業体として経営を行うとともに、POS（販売時点情報管理）システムの導入などにより、効率的生産供給体制の強化が進められた。

また、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、農産物等の販売先の縮小と売上の低迷から、市内各所で出張販売を実施し、農産物の流通と収益の確保を行った。

【農産物直売所】（平成27～令和2年度実績）

- ・売上金額：約4億7,100万円 来客者数：約64万2千人

【出張販売】（令和2～令和3年度実績）

- ・実施回数：13回 売上金額：約113万円 来客者数：約1,700人

④ 観光に係る主な成果

▶ 観光協会の法人化・観光推進体制の整備

観光協会は平成29年4月に一般社団法人となり、協会機能の強化が図られた。また、観光ガイド養成講座に取り組み、観光推進体制の整備を進めた。

- ・協力員数：22人、ガイド数：8名（令和4年3月現在）

▶ 観光案内所の常設

平成29年10月より玉川上水や羽村堰への玄関口となる本町西口商店会区域内に、観光案内所及び観光協会事務所を常設した。市内外からの来訪者に市の観光情報を積極的に発信する拠点としての機能のほか、商業協同組合が「15日市」を開催するなど、まちのにぎわいを創出する場としても活用を図った。

- ・来所者数：46,270人（平成27～令和2年度実績 延べ、常設以前の来所者含む）